

(公財)新潟国際交流協会 寄附金を募集しています

公益財団法人新潟市国際交流協会では、市民の諸外国との交流及び協力活動並びに在住外国人への支援を推進することにより、多様な文化を相互に認めて尊重し、ともに生きる豊かな社会づくりに寄与することを目的として活動しています。



そして、目的を達成するため、「在住外国人及び留学生支援」、「国際理解及び異文化理解の促進」、「国際交流及び協力活動の推進」等の公益目的事業を実施しています。

特に私費留学生の国民健康保険加入への助成に、いままで多くの皆様からのご寄附を充てさせていただきましたが、今後これらの活動を一層拡充していきたいと考えています。

つきましては、当協会の活動にご理解ご賛同いただける皆さまからのご寄附を受付しておりますので、暖かいご支援をよろしくお願い申し上げます。

※ 税法上の優遇措置について

当協会は、「公益財団法人」の認定を受けており、特定公益増進法人と同様、寄附をしていただいた方には税法上の優遇措置を受けることができます。

なお、協会印刷物等への広告も募集しています。併せてご利用をお願い申し上げます。料金等詳細については、当協会のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス：<http://www.nief.or.jp>

<お問い合わせ> 公益財団法人新潟市国際交流協会
新潟市中央区礎町通3ノ町 2086番地 クロスパルにいがた内
TEL：025-225-2727
FAX：025-225-2733
E-MAIL：kyokai@nief.or.jp

1. 個人の場合 個人が公益財団法人等に対し、寄附金を支出したときは、次の算式で計算した金額が「寄附金控除」として、所得から控除されます。なお、「寄附金控除」の適用を受けるには、確定申告を行うことが条件となります。

年末調整ではこの制度は適用されません。詳しくはお近くの税務署へお問い合わせください。

○寄附金控除(所得控除)

次の算式で計算した金額が「寄附金控除」として、所得から控除されます。

$$\left(\begin{array}{l} \text{その年に支出した特定寄附金の合計額} \\ \text{または、その年の合計所得金額等の40\%} \\ \text{相当額のうちいずれか少ない額} \end{array} \right) - 2 \text{ 千円} = \text{寄附金控除額}$$

2. 団体の場合

団体が公益財団法人等に対し、その主たる目的である業務に関連する寄附金を支出したときは、特定公益増進法人と同様に、その寄附金を支出した法人の区分に応じて、一般の寄附金とは別枠で損金の額に算入されます。詳しくはお近くの税務署へお問合せください。

個人住民税の優遇措置について

個人住民税の寄附金税制が拡充され、都道府県または市区町村が条例により指定した寄附金（公益社団・財団法人に対する寄附金等）が寄附優遇措置の対象寄附金となりますので、当協会への寄附に対して個人住民税の控除が受けられます。

条例での指定状況は都道府県によって異なりますので、お住まいの都道府県税事務所、市区町村の徴税窓口にお問い合わせください。